

広域自治体の特性をふまえた議会へ 地域別常任委員会設置の三つの利点

都道府県すなわち広域自治体の議会に関して、ある問題を提起したのは一〇年ほど前のことであつた。地方分権改革によって国と自治体の関係が「上下主従から対等協力の関係へ」と変化したのにもない、従来は国を補完し国の出先機関の要素の強かつた都道府県は、今度は市町村を補完する広域自治体に様変わりするのだから、都道府県の議会もこの変化をふまえて再構築しなければならぬ、という思いからである。

当時は、議会基本条例がひろがりはじめ、都道府県でも三重県議会に数道府県が続くなど、議会改革の流れが全国化しつつあつた。けれども、道府県の議会基本条例を一瞥すると、市民参加などは理念的・抽象的表現にとどまり、また「広域自治体の議会」という特性をふまえた議会の役割や運営に関する記述はみることができなかった。

そこで次の提案をした(たとえば「都道府県議長公会報」二〇〇九年七月一五日、「自治日報」二〇一〇年二月一二日、「北海道自治研究」二〇一四年四月など)。すなわち、現行の議会は、行政のタテワリに即して事務を所管する常任委員会を活動の中心に据えているが、これにくわえて、一定の地域を管轄する複数の地域別常任委員会(域内選出議員を委員とする)の設置による、面的な

ヨコワリの政策活動をもう一つの核にすべきではないか、という提案である。

地域という面的な政策活動の場を設けることには、以下のような三つの理由ないし利点がある。

第一は、広域自治体の議会としての実効ある市民参加の推進である。基礎自治体の議会は、さまざまな方法で市民との交流を試みているが、広域自治体の議会は、まさにその広域のゆえに困難がともなう。とはいえ市民を代表する議会の本質からいって、この市民参加を素通りすることはできない。そこで地域別常任委員会が活用できる。

市町村レベルの市民参加は、①個別事業にともなう利害関係者の参加、②総合計画などの一般的な政策課題への市民参加、③コミュニティ・レベルの市民参加に大別できるが、広域自治体では、①はともかく②と③は難しい。そこで、地域の課題を熟知している市町村の首長や議会が、個々の市民に代わって都道府県政に参加する、いわゆる市町村参加が有効な手立てになる。地域別常任委員会はそのためだけの恰好の舞台になれる。

第二は、議会の政策活動(市民参加をふまえた行政監視と独自の政策提案)の質の向上である。広域自治体の行政は極度のタテワリで、各地域を面としてとらえるヨコの政策機能は著しく劣って

いる。だから議会の政策活動もこの点に着目しなければ画竜点睛を欠くことになる。地域別常任委員会とそこへの市町村参加は、タテワリ行政の欠陥の発見のみならず、地域に基礎をおいた議会独自の政策提案機能を充実・強化することにつながる。

第三に、広域自治体における地域行政の再構築、いわゆる域内分権の問題がある。たとえば、道の地域総合出先機関は「支庁」から「振興局」に名称変更したが、市町村参加をすすめて地域の政策課題を総合的にとらえて活動する「政策型」の出先機関にはなりえていない。そのため道政は旧態依然で、広域自治体としての本来の機能である、市町村を補完する仕事ができない。けれども、これは知事だけでなく、道議会にも大きな責任がある。

道議会こそ率先して、支庁別常任委員会を設置すべきだった。これを活用して、道議会独自の道民・市町村参加の推進のもとに、地域に視点をおいた行政監視と政策提案をおこなう道議会に変身すれば、行政もまた「政策型」出先機関への改革に真剣に取り組まざるをえない。これは今後の道政においてもなお重要な改革課題である。北海道だけの問題ではない。とくに面積がひろく市町村数の多い広域自治体に共通する問題である。

この問題提起から一〇年過ぎたが、管見のかぎり、地域別常任委員会を設置した議会はまだない。議会基本条例こそ三二に増えたものの、ほとんどは地域や市町村との関係において、自らの立ち位置や役割に言及していない。地域別常任委員会の設置は、いうまでもなく地方自治法を改正する必要はなく、条例かぎりで行うことができることだから、ぜひ実現してほしい。

へかんばら まさる・議会技術研究会顧問